

1. 概要

水道法第13条に基づく配水池等の給水開始前検査については、全項目検査を実施し、各施設が水質を損なうことのないようにしている。

また、送水管・配水管等の新設又は布設替工事を行った場合についてもその規模により通水前検査を実施している。

2. 検査基準

	検査対象基準	現場測定者	採水者	水質管理室 検査項目
給水開始前検査	水道法第13条に係る施設	工事監督員 水質管理室員	水質管理室員	水質基準項目
通水前検査 (内規)	滞水量 10m ³ 未満	工事監督員	—	—
	滞水量 10m ³ 以上 50m ³ 未満	工事監督員 水質管理室員	工事監督員 水質管理室員	一般細菌 大腸菌 色度 濁度 残留塩素
	滞水量 50m ³ 以上	工事監督員 水質管理室員	水質管理室員	省略不可能項目 及び 必要と思われる項目

【備考】

現場測定者が行う測定項目は、以下の7項目である。 ①気温 ②水温 ③外観（目視） ④臭気 ⑤味 ⑥pH値 ⑦残留塩素	省略不可能項目とは、以下の9項目である。 ①一般細菌 ②大腸菌 ③塩化物イオン ④有機物(全有機炭素(TOC)の量) ⑤pH値 ⑥味 ⑦臭気 ⑧色度 ⑨濁度
---	---

